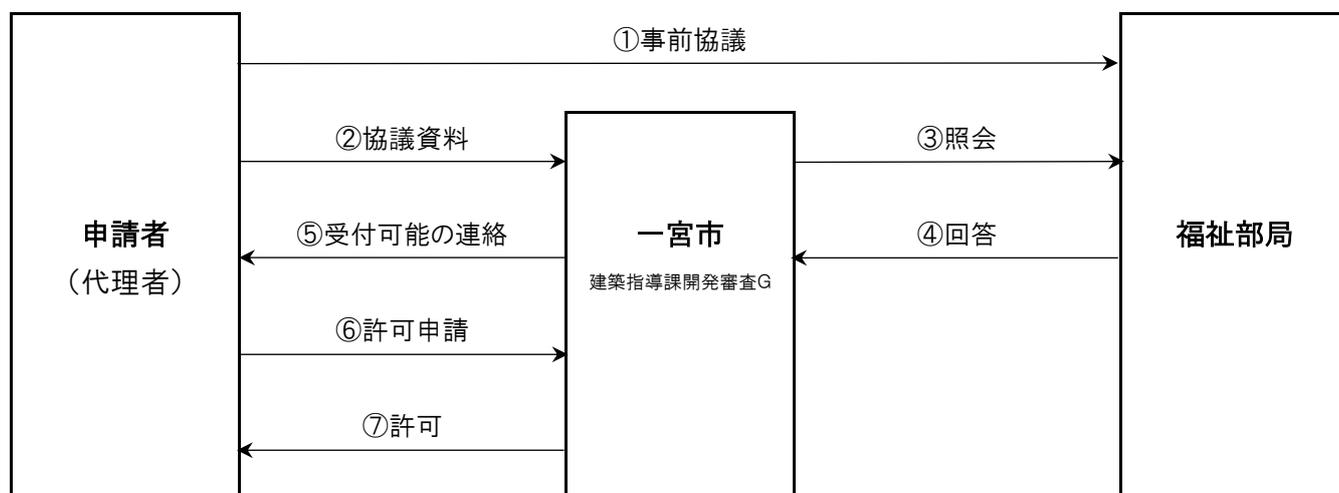


社会福祉施設等の計画で、都市計画法に基づく許可申請をされる方は、その施設の計画が担当する福祉部局の設置・運営基準等に適合する見込みがあるものかどうか、十分に連絡調整を行ってください。

対象になる許可申請

- 都市計画法第 34 条第 1 号第 1 項に基づく社会福祉施設の計画
- 都市計画法第 34 条第 14 号
 - 一宮市開発審査会基準第 8 号に基づく有料老人ホームの計画
 - 一宮市開発審査会基準第 11 号に基づく介護老人保健施設の計画
 - 一宮市開発審査会基準第 16 号に基づく社会福祉施設の計画

事前に担当福祉部局に適合する見込みがある旨回答が得られたものについて、許可申請を受付ます。
③～⑤について、3～4週間程度を要しますので、手続きは余裕を持って行っていただくようお願いします。
なお、福祉部局との事前協議・照会後に計画が変更した場合は、再度協議・照会となる場合があります。



②協議資料として、下記の書類を提出してください。

- 付近見取図
- 公図の写し
- 敷地現況図(配置図)
- 平面図
- 立面図
- 事業計画書(市 Web サイトに様式有)

ページ ID:1029205

【問い合わせ先】

一宮市建築部建築指導課
開発審査グループ

電話:0586-28-8646(直通)